

第五十一号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「旅行雑費」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

第十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

職員の旅費のうち、旅行雑費を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。